

恵庭市告示第3号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第1項の規定により、住居表示を実施する区域において、町の区域を新設するもの及び町の区域を廃止するものの案を次のとおり公示する。

令和7年1月9日

恵庭市長 原 田 裕


1. 町の区域を新設するもの

新設する町の区域の名称	新設する町の区域の従来の名称と区域
いづりまち 1丁目	いづりまちの一部
いづりまち 2丁目	いづりまちの一部

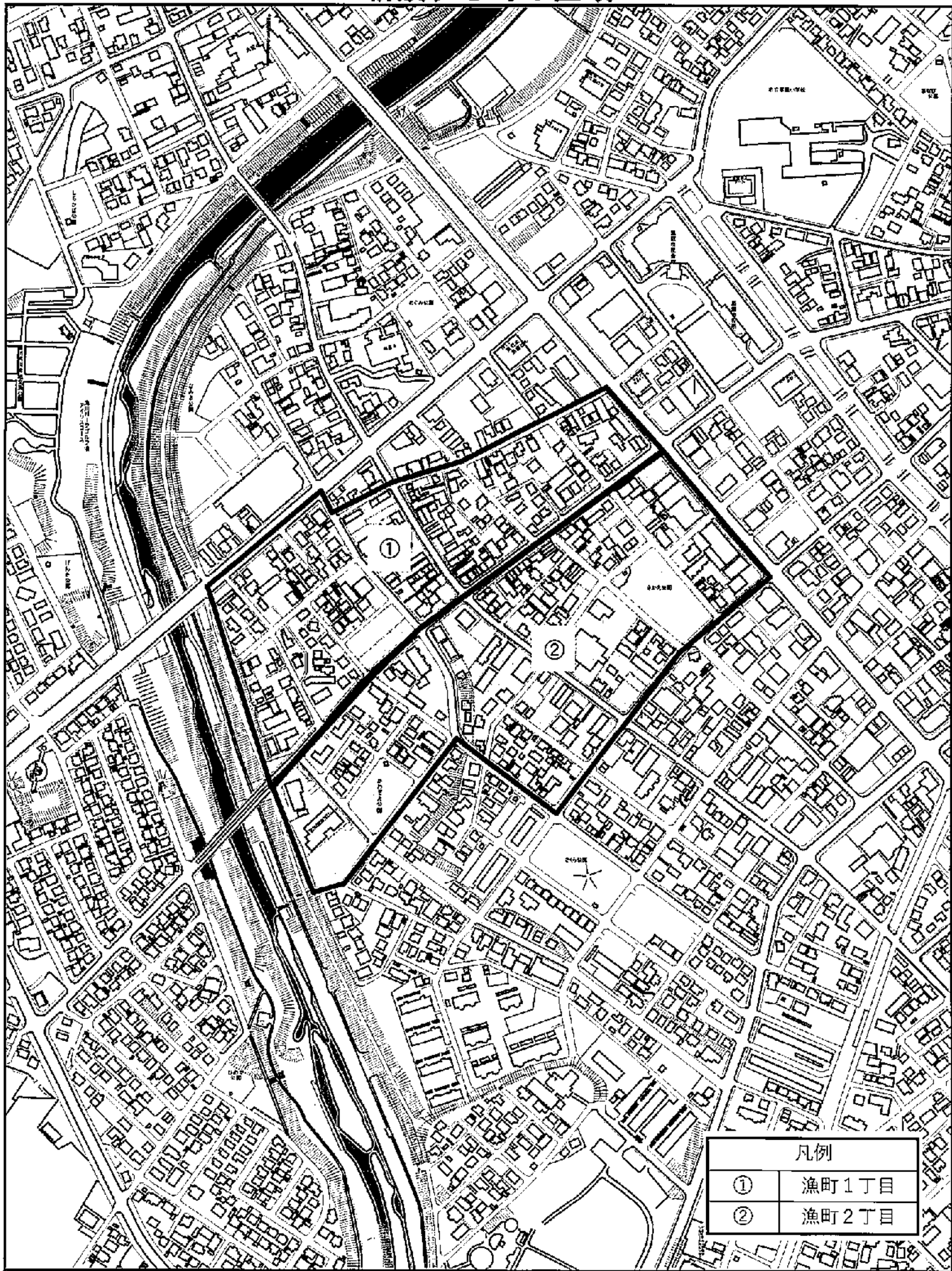
※別図参照

2. 町の区域を廃止するもの

廃止する町の名称
いづりまち

なお、同法第5条の2第2項の規定により、上記の区域内に住所を有するもので恵庭市議会議員及び恵庭市長の選挙権を有する者は、この案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市長に対し、公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができる。

新設する町の区域



縮尺 1 : 5000

